

関 係 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(各市町村立高等学校長)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について

このことについて、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」(令和2年3月27日付け教健体第1096号)で通知したところですが、学校再開に向け、寄宿舎における感染症対策の具体的取扱いについて、次により万全を期すようお願いします。

また、関係市町村教育委員会においては、所管する学校に周知するなど、適切に対応いただくようお願いします。

記

- 1 健康観察シート等により、毎日朝晩の検温及び風邪症状の確認を徹底すること。
また、特別支援学校においては、寄宿舎指導員が児童生徒等の健康観察を適切に行うこと。
なお、感染症等の症状のある場合は保護者に連絡の上、可能な限り速やかに帰宅させる措置を講じるとともに、帰宅がすぐにできない場合に備えて、静養室を準備しておくこと。(児童生徒等を一人で公共交通機関によって帰宅させることがないようにすること)
- 2 3つの条件(換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話が行われる)が重ならないよう舎内の生活環境に配慮すること。
 - (1) 室温を適切に管理しつつ、舎室等のこまめな換気を行うこと(可能であれば2方向の窓を同時に開けること)。
 - (2) 1つの舎室において複数の児童生徒等が使用している場合は、空き舎室等を活用するなど、可能な限り少人数の使用となるよう工夫すること。
 - (3) 飛沫を飛ばさないよう、大声での会話を控えるほか、食事の際に向かい合わせにならない座席配置を工夫したり、食堂に加えて舎室や共有スペースも活用したりして密集状態での食事とならないよう配慮すること。
なお、高等学校の寄宿舎においては、ブッフエスタイルを避けること。
- 3 シーツや枕カバー等の寝具をこまめに交換したり、マット等を天日干しにしたりするなど、保健管理や環境衛生を良好に保つこと。
- 4 入浴等の際、児童生徒等が密集することを避けるため、時間差を設けるなど配慮すること。
- 5 宿日直を行う職員(教員、寄宿舎指導員等)は、勤務前の検温及び風邪症状を確認後、業務を始めること。また、宿日直業務中の手洗いや咳エチケットを徹底すること。
- 6 保護者など児童生徒等との舎内における面会等については、特別の事情を除き、当面の間、控えるよう協力を求めること。
- 7 寄宿舎の再開に当たっては、事前に入寮生の健康状態の確認を行うこと。なお、発熱等の風邪の症状が見られるときは、保護者等と連携して移動を控えるなど、適切に対応すること。
- 8 特別支援学校においては、感染予防の観点から一人一人の障がいの状態等に応じて、きめ細かな個別の対応を行うこと。

高 校 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課